

第5節 デジタル・ガバメントへの取組

金融庁における情報システムの具体的な取組や方針について取りまとめた「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」(2022年9月策定)に基づき、従来の取組に加え、新たに以下の取組を実施した。

| 主な項目 | 取組実績 |
|------------------------------|---|
| 1. 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化 | ・行政手続のデジタル化に関し、個人事業主以外の個人も金融庁電子申請・届出システムが利用できるよう、マイナンバーカードによる認証機能をリリースした。 |
| 2. デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備 | ・「情報セキュリティ対策推進計画 ¹ 」に基づいた対策として、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が昨今のサイバー攻撃傾向を踏まえて改定されたことに伴い、「金融庁情報セキュリティポリシー」及び実施手順の改定を実施した。 ・個別業務システムのうち、金融モニタリングシステムの更改を実施したほか、市場監視総合システムについてクラウドサービスの利用を前提とした検討及びシステム整備を進めた。 |
| 3. IT ガバナンスの推進 | ・金融庁情報システム調達会議 ² を開催し、重要システムに係る政府調達案件10件について審議し、適正な情報システムの調達に取り組んだ。 |
| 4. 業務におけるデジタル技術の活用 | ・RPA (Robotic Process Automation) について23業務を維持管理し、利用課室の要望を踏まえて仕様変更対応を実施した。 |

¹ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範 (サイバーセキュリティ戦略本部決定)」を根拠とする「金融庁情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための計画 (対策推進計画) を毎年度策定している。

² 情報システムの調達の適正性 (必要性、妥当性等) を確保するため、総括審議官や各局総務課長等をメンバーとして、主に情報システム関連の政府調達案件等について審議・報告するもの。